



令和4年度6月分から 「児童手当制度」が変わります

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係(☎47-1152)

所得上限限度額の新設

所得制限限度額に加え、所得上限限度額が新たに設けられました。

受給者の所得が所得上限限度額を超過すると、児童手当・特例給付が支給されません。また、当該年度で受給権も消滅します。

翌年度以降の所得が所得上限限度額を下回った場合は、改めて申請が必要です。

ポイント

- ▶所得が①未満の場合、児童手当（月額 15,000 円または 10,000 円）を支給
- ▶所得が①以上②未満の場合、特例給付（月額 5,000 円）を支給
- 【新設】▶所得が②以上の場合、児童手当は支給されません

扶養親族などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者、扶養親族、扶養親族などでない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族などの数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。実際は、給与所得控除や医療控除、雑損控除などを控除後の所得額で、所得制限を確認します。

現況届の提出の省略

毎年提出いただいていた現況届は、令和4年度より提出不要になりました。

ただし、以下の人は引き続き現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な人には、5月下旬頃に案内通知を発送します。

- ▶「配偶者の暴力から逃げている」などの理由で、市に住んでいるが、住民票の住所地が桐生市ではない人
- ▶支給対象児童の戸籍と住民票がない人
- ▶離婚協議中で配偶者と別居している人
- ▶法人である未成年後見人
- ▶施設等受給者
- ▶その他、桐生市から提出の案内があった人

